

蜂の巣駆除の手引き

名護市環境対策課

【基本事項】

名護市環境対策課は、生活環境内（家の周辺、畑の周辺、道の周辺など）で、**蜂の巣の駆除**を行います。

1. 駆除の可否

1-1. 駆除ができる巣

- ・下記の蜂が集団で作った巣

スズメバチ類（コガタスズメバチ）	アシナガバチ類 (セグロアシナガバチ、キアシナガバチ、 フタモンアシナガバチ、チビアシナガバチ)
------------------	--

1-2. 駆除ができない巣

- ・下記の蜂が単体で作った巣

アナバチ類（キンモウアナバチ）	ツチバチ類（クロイワツチバチ）
-----------------	-----------------

2. 注意事項

- ・土地所有者又は土地管理者の合意なしに敷地に侵入し、駆除することはできません。
- ・駆除する際は、現場作業員の安全のため、巣の場所を確認している方に立ち会いをしてもらいます。
- ・複数の蜂が飛んでいる又は集まっているなど、巣自体が確認できない場合は、駆除ができません。
- ・高所や傾斜地など駆除に危険をともなう場合は、駆除ができません。
- ・屋根裏や通気口など屋内に巣がある場合は、駆除ができません。
- ・現場作業員が現場で駆除を実施しないと判断した際は、民間の駆除専門業者に依頼してください。
- ・閉庁時に蜂の巣を発見した場合は、開庁を待って市へ連絡してください。開庁を待てない場合は、民間の駆除専門業者に依頼してください。（開庁時：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分、閉庁時：左記以外の時間帯）